小作爭議調査表

No. 25

（昭和十年二月分）

（月報番號第三四號）

項目	内容
場所	企救郡企救町大字城野
關係人員	地主 田村浅吉 小作人 田村勝造
地主關係團体	九州不動産管理株式会社
原因	小作人は昭和九年の旱害を理由に小作料を納入せず減免の要求をなしたる処地主は之を拒絶すると共に積極的に土地取上をなさんとせしに因る。
要求事項	小作料減額要求
發生	昭和十年二月十八日
終熄	昭和十年二月二十一日
關係地種類面積	田 三反二畝十二歩
小作人關係團体	全農福岡縣聯合会
經過	地主は加盟せる土地会社斉藤弁護士と打合せをなし二月十六日内容証明郵便にて九年度小作料催告書を以て三日以内に回答なき場合は法廷にて争ふ可き旨の通告を発す。小作人は狼狽し全農福解（以下は月農）に加盟すべく組合を訪問し事情を報告したる処争議部長佐保高は直ちに区長を訪ひ地主と交渉を依頼したり。地主は土地会社に一切委任しあるを以て斉藤弁護士立会の下に解決したき旨を述べたるに依り小作人側は斉藤弁護士の自宅を訪問し種々協議の結果二月二十一日左記條件にて解決せり

財團法人協調會福岡出張所

備考